

一般社団法人ポテンシア
定款

一般社団法人 ポテンシア 定款

第1章 総則

第1条 (名称)

当法人は、一般社団法人ポテンシア と称する。

第2条 (主たる事務所)

当法人は、主たる事務所を 東京都 目黒区 に置く。

第3条 (目的及び事業)

この法人は、多様な価値観を認め、寛容で誰もが自分の力を発揮でき、人を尊重する社会づくりのために、次の事業活動を行う。

1. 社会課題の認知向上、啓発活動事業
2. ソーシャルセクターの組織基盤強化のための研修、セミナー事業
3. 企業、行政、非営利のセクターを越えたネットワークづくり及び
コラボレーション
4. 女性のNPOリーダーおよび社会起業家の支援事業
5. アドボカシー、政策提言事業
6. 上記1～5に関する調査研究事業
7. その他前各号に関連する事業及び当法人の目的を達する為に必要な事業

第4条 (公告)

当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第2章 社員及び会員

第5条 (社員及び会員)

1. 当法人の会員は、当法人の目的に賛同し、入会した者とする。
2. 当法人の会員となるには、当法人に所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を得るものとする。
3. 入会を認められた者は、当法人に所定の様式による会員登録を行わなければならない。
4. 当法人の会員は、次の4種とする。
 - 1) 正会員： 当法人の目的に賛同し入会を希望する個人又は団体で、理事の過半数が適当と認めた個人又は団体
 - 2) 賛助会員： 当法人の目的に賛同し、当法人の活動を援助するために入会した個人又は団体
 - 3) 運営会員： 当法人の目的に賛同し、当法人の運営を担うために入会した個人又は団体
 - 4) 一般会員： 当法人の目的に賛同し当法人の活動に参加するために入会した個人又は団体
5. 前項の会員の内、正会員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「一般法人法」という。）上の社員とする。

第6条 （経費等の負担）

社員は、当法人の目的を達成するために必要な経費について、社員総会における議決に基づいた額を支払う義務を負う。

第7条 （社員の資格喪失）

社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

1. 退社したとき
2. 成年被後見人又は被保佐人になったとき
3. 死亡、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
4. 除名されたとき
5. 総社員の同意があったとき

第8条 （退社）

社員は、退社届を提出することにより、いつでも退社することができる。

ただし、1ヶ月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

第9条（除名）

当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法 第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その社員を除名することができる。

第10条（社員名簿）

当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成し、代表理事がこれを保管するものとする。

第3章 社員総会

第11条（社員総会）

当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

第12条（招集）

1. 社員総会の招集は、理事が過半数をもって決定し、代表理事が招集する。
2. 社員総会の招集通知は、会日より5日前までに各社員に対して発する。

第13条（決議の方法）

社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数をもってこれを行う。

第14条（議決権）

各社員は、各1個の議決権を有する。

第15条 (代理)

社員総会に出席できない社員は、当該社員の記名押印が為された議決権行使書面の提出、又は代理権を証明する書面をもつ代理人により議決権を行使することができる。

第16条 (議長)

社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

第17条 (議事録)

1. 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。
2. 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印、又は署名捺印する。

第4章 役員等

第18条 (役員の設定等)

1. 当法人には、次の役員を置く。
理事 2名以上
2. 理事のうち、1名以上を代表理事とする。

第19条 (選任等)

1. 理事は、社員の中から社員総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
2. 代表理事は、理事の互選により理事の中から選定する。

第20条 (理事の職務権限)

1. 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。
2. 理事は、当法人の業務を分担執行する。

3. 理事の内、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他の特別の関係にある者の合計数は、理事数の3分の1を超えてはならない。

第21条 (任期)

1. 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
2. 補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
3. 理事は、辞任又は任期の満了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

第22条 (解任)

理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

第23条 (報酬等)

理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、社員総会の決議をもって定める。

第24条 (取引の制限)

理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、社員総会の承認を得なければならない。

1. 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引
2. 自己又は第三者のためにする当法人との取引
3. 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第25条 (役員損害賠償責任の免除)

当法人は、一般社団法人法第114条第1項の規定により、理事が任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として理事の過半数の決議により免除することができる。

第26条 （非業務執行理事等の責任限定契約）

当法人は、一般社団法人法第115条第1項の規定により、理事（業務執行理事又は当法人の使用人でないものに限る）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任の限定契約を締結することができる。なお、責任の限度額は、一般社団法人法第113条第1項の規定による最低責任限度額とする。

第5章 基金

第27条 （基金の拠出等）

1. 当法人は、理事、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。
2. 基金の募集、割り当て及び払込み等の手続きについては、理事が決定する。
3. 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。
4. 基金の拠出者に対する返還については、一般法人法第141条の規定に従い返還する基金の総額等について定時社員総会における決議を経た後、理事の決定に従い行うものとする。

第6章 資産及び会計

第28条 （事業年度）

当法人の事業年度は、毎年7月1日から6月30日迄の年1期とする。

第29条 （事業報告及び決算）

当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成して定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告 (2) 貸借対照表 (3) 損益計算書（正味財産増減計算書）

第30条（剰余金の分配の禁止）

当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

第31条（定款の変更）

本定款は、一般法人法 第49条第2項に定める社員総会の特別決議によって変更することができる。

第32条（解散）

当法人は、一般法人法 第49条第2項に定める社員総会の特別決議その他法令で定められた事由により解散する。

第33条（残余財産の帰属）

当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、又は特定非営利活動法人(租税特別措置法第66条の11の2第3項の認定を受けたものに限る)に贈与する。

第8章 雑則

第34条（定款施行細則）

この定款に定めなき事項については、理事の議を経て定款施行細則を定めることができる。

第35条（法令の準拠）

本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の法令に従う。

第9章 附則

第36条 (最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和2年6月30日までとする。

第37条 (設立時の役員等)

当法人の設立時の役員は、次のとおりである。

設立時理事	永井 裕美子、 中村 順子 (婚姻前の氏名：津田 順子)、 石本 めぐみ、 高橋 祥子 (婚姻前の氏名：田中 祥子)
設立時代表理事	永井 裕美子、 中村 順子 (婚姻前の氏名：津田 順子)、

第38条 (設立時社員の氏名又は名称及び住所)

設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

設立時社員	住所	東京都目黒区碑文谷4丁目20番7-301号 パークコート目黒碑文谷
設立時社員	氏名	永井 裕美子
設立時社員	住所	東京都渋谷区上原3丁目13番16号 オープンレジデンス代々木上原 301
設立時社員	氏名	中村 順子 (婚姻前の氏名：津田 順子)

以上、一般社団法人ポテンシアの設立に際し、設立時社員 永井裕美子 及び 中村順子 (婚姻前の氏名：津田順子) の定款作成代理人である 行政書士 江田一晶は、電磁的記録である本定款を作成し電子署名する。

令和元年 6月 日

設立時社員 永井裕美子

設立時社員 中村順子 (婚姻前の氏名：津田順子)

上記設立時社員の定款作成代理人

行政書士 江田 一晶 (登録番号 第11081509)